

筑上経第298号
令和7年12月5日

見積参加希望者様

独立行政法人水資源機構分任契約職
筑後川上流総合管理所長 前田 剛宏
(公印省略)

見積依頼書

- 1 件 名 令和7年度 松原ダムエレベータ乗場外整備工事
2 施 工 場 所 大分県日田市大山町西大山地内
3 作 業 期 間 契約締結の翌日から令和8年3月10日まで
4 内 容 等 別添、仕様書のとおり

上記について、下記により見積合わせを行ますので競争契約入札心得等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
2 見積参加条件 仕様書に示すエレベータ整備を行うことが可能であり、本店、支店又は営業所が福岡県、佐賀県又は大分県内に所在する者であること。
3 見 積 書 等
1)様 式 等 見積書の様式は任意ですが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限ります。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。
2)提出方法 FAX(又は電子メール)による。(※FAX番号は、4)に記載された番号)
なお、FAX(又は電子メール)に扱りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達の記録が残る方法に限る。)による。
3)提出期限 令和7年12月12日 12:00まで
4)提 出 先 独立行政法人水資源機構 筑後川上流総合管理所
TEL 0946-25-0113 FAX 0946-25-0133又は25-0116
電子メールアドレス nyukei_chikugojouryu@water.go.jp
5)見積回数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和7年12月15日12:00までとします。
6)そ の 他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しができません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。
4 見 積 結 果 見積結果については、契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知します。

- 1)契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
2)受注代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
3)最低金額を出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。
4)請書を使用します。

くじの方法

今回の見積徵取に際して、最低金額を提出した見積者（以下「同価格者」という。）が複数あった場合、下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

- 1) 「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0：ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0：ゼロ」として取り扱わせていただきます。
- 2) 「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信（FAX）した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信（FAX）する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値

1	2	3
---	---	---

※数字は明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積依頼書を送信（FAX）していただいた順に、「0：ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例)
- ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0：ゼロ」、「1」
 - ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0：ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) 同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値	
○○工務店	¥500,000-	0	123	$123 + 4 = 127$
□□工業	¥600,000-		999	
△△組	¥500,000-	1	4	$127 \div 2\text{者} = 63 \text{ 余り } 1$

余り「1」とくじ用順位「1」が合致する
 ⇒ △△組が契約の相手方となる

例) 同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値	
○○工務店	¥500,000-	0	123	$123 + 4 + 1 = 128$
□□工業	¥600,000-		999	
△△組	¥500,000-	1	4	
◎◎工業	¥500,000-	2	1	$128 \div 3\text{者} = 42 \text{ 余り } 2$

余り「2」とくじ用順位「2」が合致する
 ⇒ ◎◎工業が契約の相手方となる

令和7年度 松原ダムエレベータ乗場外整備工事

仕様書

令和7年12月

独立行政法人 水資源機構
筑後川上流総合管理所

第1章 総則

第1節 適用

1-1 適用

- この仕様書は、令和7年度 松原ダムエレベータ乗場外整備工事(以下「本工事」という。)に適用する。

第2節 工事内容

2-1 工事場所

大分県日田市大山町西大山地内

2-2 工事概要

本工事は、松原ダムのエレベータ設備の機能を正常に維持し、円滑な運用を図るため整備を行うものである。

2-3 施工範囲

本工事の施工範囲は、次の設備の整備、調整及び試運転までの一切とする。

設 備 名	施 工 内 容	数 量
エレベータ 設備	制御盤内冷却扇取替	1式
	ドアモータ取替	1式
	乗場ドアロックスイッチ取替	1式
	乗場ドアハンガー取替	1式
	かごドアハンガー取替	1式

第3節 工期等

3-1 工 期

- 工期は、休日等を見込み、契約締結の翌日から令和8年3月10日までとする。

第4節 工事数量

工事数量は、別添「工事数量総括表」のとおりとする。

第5節 工事管理者

1. 工事管理者(工事現場のリーダー的役割をする職人)は、一・二級建築士、建築基準適合判定資格者、国土交通大臣の登録を受けた者が認定する昇降機検査資格者のいずれかの資格を有する者とする。

なお、協議により機構担当職員が認めた場合には、工事管理者の交代ができるものとする。

- 本工事の作業は2人以上の構成からなる班により実施するものとする。

第6節 ワンデーレスポンス

- 本工事は、ワンデーレスpons対象工事である。

「ワンデーレスpons」とは、受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応することである。「その日のうち」とは、受注者からの打合せ簿の提出が午前中の場合は「当日」、午後の場合は「翌日中」とする。ただし、閉庁日を除く。

また、「その日のうち」に回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者に確認のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとする。

2. 受注者は施工計画に基づいて適正な計画工程を作成し、工事の先々を予見しながら施工するものとする。
3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて機構担当職員へ報告すること。
4. 発注者が効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合、受注者は協力すること。

第7節 ウィークリースタンス

1. 機構担当職員及び受注者は「ウィークリースタンス」として、以下の事項を相互で確認し取組むことにより、工事現場環境の改善を行うものとする。
 - ① 依頼日・時間及び期限に関する事項
 - ② 会議・打合せに関する事項
 - ③ 時間外の連絡に関する事項
2. 「ウィークリースタンス」の取組は、工事の進捗に影響を及ぼさない範囲で実施するものとし、災害対応等の事態が発生した場合には適用しない。

第8節 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

1. 受注者において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。
また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力をすること。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
2. 1. により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
3. 1. 及び2. の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。

第9節 支給材料及び貸与品等

9-1 工事用電力

本工事において、設備の運転操作に必要な電力は無償支給する。

9-2 貸与図書

(1) 本工事において、次の図書を貸与できるものとする。

- ① 当該設備の完成図書及び点検業務報告書
- ② その他、機構担当職員が必要と認めた図書

(2) 貸与期間

契約締結の翌日から本工事工期内

(3) 引渡し場所及び返納場所

大分県日田市大山町西大山地内 松原ダム

第10節 工事現場発生品

本工事の現場発生品は、受注者の責任において適切に処分するものとする。

第11節 設計変更等

11-1 作業の追加等

本工事に次の項目を追加等する場合がある。

なお、実施にあたっては受注者と機構担当職員の協議により決定し、費用については設計変更の対象とする。

1. 本工事対象設備の不具合箇所の整備(追加)

第12節 立会による確認

受注者は、次表の施工について、機構担当職員の立会による確認を受けなければならない。この際、受注者は、工種、場所、資料、希望日時等を事前に機構担当職員へ連絡しなければならない。

ただし、機構担当職員に通知後、機構担当職員が立会いに代わる他の方法を指示した場合は、この限りではない。

種 別	細 別	立 会 工 事 内 容	備 考
品質管理	材料管理	外観、規格の状態確認	現場搬入時

第13節 段階確認

受注者は、次表の施工段階において、機構担当職員の段階確認を受けなければならない。この際、受注者は、種別、細別、確認時期項目、施工予定時期等を事前に機構担当職員へ連絡しなければならない。

ただし、段階確認の実施日時及び実施場所は、機構担当職員が定めるものとする。

種 別	細 別	確認時期	確 認 項 目
品質管理	機能管理	整備完了後	整備完了後の設備全体の試運転

第14節 提出図書

提出図書は次のとおりとする。

1. 現場施工前に提出するもの
・作業手順書 1部
2. 工事完成前に提出するもの
・整備報告書 1部

第15節 工事中の安全確保

15-1 工事中における安全確保

工事中に安全管理上の処置が不適切であった場合は、発注者は労働災害に対する安全管理上の改善命令等を行い、履行報告書の提出を求めることがある。

15-2 重点的安全対策

1. 工事の施工にあたっては、機構で組織する中央安全協議会が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。
なお、令和7年度における「重点的安全対策」の項目は以下の3項目である。
 - I . 建設機械の稼働に関連した人身事故防止
 - II . 転落・墜落による人身事故防止
 - III . 架空線、埋設管等の損傷事故防止
2. 受注者は、作業手順書を立案する際に、現場状況等を事前に確認し、現場条件・工事内容等に即した安全管理を検討するものとする。

15-3 工事現場管理

1. 受注者は、工事中すべての危険、損失、障害等を防止するために必要な作業規則、表示、現場立入規制等を設け、工事関係者に周知徹底させるとともに、安全作業のために必要な施設を設置し、保安、防災、衛生等の現場管理に万全を期さなければならない。
2. 受注者は、現場作業時、必要な機器の電源を落として作業を行うものとし、感電事故、設備の誤動作、他設備への波及事故等が発生しないように万全を期さなければならない。

15-4 安全施設等の設置

1. 現場施工中は、適時墜落制止用器具の防護具を着用し、作業員の安全を確保するものとする。

15-5 風紀管理

受注者は、工事関係者の風紀に留意し、地元住民の風俗、習慣を尊重し、工事関係者間及び地元住民との間に紛争が生じないよう十分な指導と万全な処置を講じなければならない。

15-6 火災防止

受注者は、工事現場における作業期間中、火気には十分注意し、火事等を起こさないよう万全の注意を払わなければならない。

第16節 異常を発見した場合の報告

受注者は、本工事施工中に異常を発見した場合は、直ちに機構担当職員に報告するとともに、不具合箇所の報告しなければならない。

なお、早急な処置が必要な場合は、機構担当職員の指示により対応を要請する場合がある。この場合、これらに要する費用を設計変更の対象とする。

第17節 震災対策

1. 受注者は地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
2. 地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第18節 情報の漏洩、窃用等の対策

受注者は、工事の施工のため、パソコン等の情報機器を使用するにあたり情報の漏洩、窃用等の対策をとらなければならない。対策については、個人情報保護法、情報セキュリティ関連法令等に準拠しなければならない。

また、水資源機構情報セキュリティポリシーの入手が必要な場合は、機構担当職員に提示を依頼するものとする。

第19節 疑義等

受注者は、設計図書に明示されていない事項又は設計図書に疑義が生じた場合は、速やかに機構担当職員と協議するものとする

第2章 施工

第1節 既設設備の主要仕様

本工事の対象設備の主要仕様は、次に示すとおりである。

制御方式	人荷用可変電圧可変周波数制御方式
定員	16人
積載量	1, 100kg
速度	60m/min
昇降行程	72. 35m
出入口数	3箇所(B2,B1,1)
完成年月	平成15年12月
製作会社	(株)日立製作所

第2節 施工範囲

本工事の整備内容は、次のとおりとする。

設 備 名	整理番号	施 工 内 容	数量
エレベータ 設備	①	制御盤内冷却扇取替	1式
	②	ドアモータ取替	1式
	③	乗場ドアロックスイッチ取替(B1, 1)	1式
	④	乗場ドアハンガー取替(B2, B1, 1)	1式
	⑤	かごドアハンガー取替	1式

第3節 取替部品等

本工事により取替を行う部品等は次のとおりとする。

整理番号	部 品 名	規 格 等	数量
①	冷却扇	4715KL-05W-B20	1個
②	ドアモータ	GEELM-G-80	1個
③	乗場ドアロックスイッチ	UL-K	2個
④	乗場ドアハンガー	HT-RL(防滴型)	6個
⑤	かごドアハンガー	HT-RL(防滴型)	2個

第4節 現場施工

4-1 共通事項

- 受注者は、本工事の施工にあたっては機構担当職員と連絡を密にし、工程に手戻り等のないよう施工するものとする。
- 受注者は、現地作業時、必要な機器の電源を落とすものとし、感電事故、設備の誤操作、他設備への波及事故等が発生しないよう次に示す作業により万全を期さなければならぬ。
- 受注者は、既設の構造物又は関連機器等に損傷を与えた場合、速やかに機構担当職員に報告するものとする。この場合、機構担当職員の指示により受注者の費用負担にお

いて復旧しなければならない。

4. 受注者は、設備本来の機能を損なうことがないよう慎重に作業を行うものとする。
5. 受注者は、施工にあたり必要な安全対策、養生等を行うものとする。

4-2 整備作業

1. 制御盤内冷却扇の取替は、冷却機能が図られるものとする。
2. ドアモータの取替は、かご側のドアと乗り場側のドアが適切に連動するものとする。
3. 乗場ドアロックスイッチの取替は、扉の開閉に応じ適切に動作するものとする。
4. 乗場ドアハンガー・かごドアハンガーの取替は、各扉の動作が円滑なものとする。
5. 取り替えを行った部品は、従来の機能を発揮するよう入念に調整を行うものとする。

第5節 試運転

試運転は全行程(各階全て停止)で行い、適切な機能を確認するものとする。

— 以 上 —

工事数量総括表

工事名 令和7年度 松原ダムエレベータ乗場外整備工事

独立行政法人水資源機構
筑後川上流総合管理所

工事数量総括表

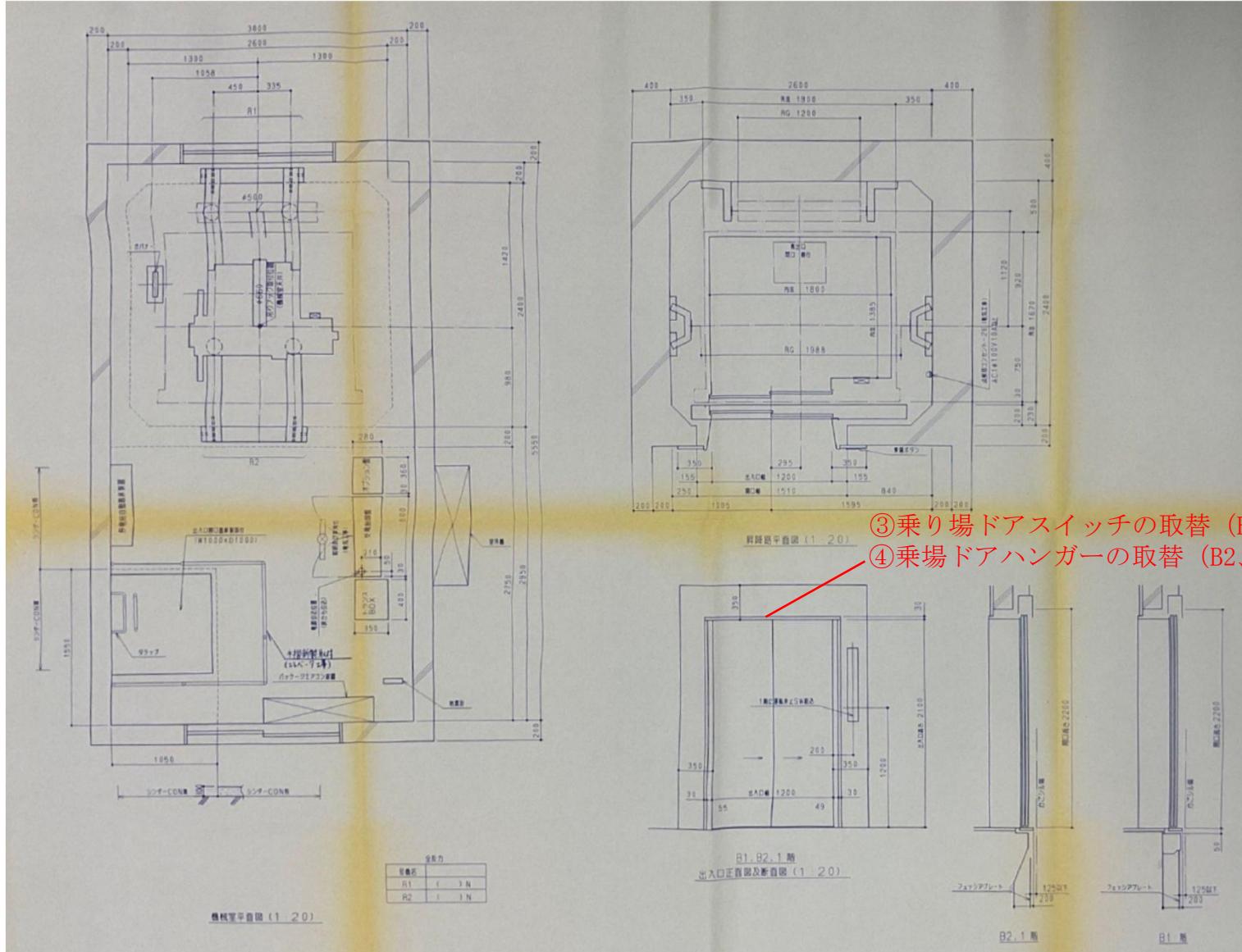
工事名	令和7年度 松原ダムエレベータ乗場外整備工事 (当初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	摘要
据付工		式		1		
エレベータ設備		式		1		
制御盤内冷却扇取替		式		1		
ドアモーター取替		式		1		
乗場ドアロックスイッチ取替		式		1		
乗場ドアハンガー取替		式		1		
かごドアハンガー取替		式		1		
工事価格		式		1		
消費税等相当額		式		1		
工事費		式		1		

参 考 図

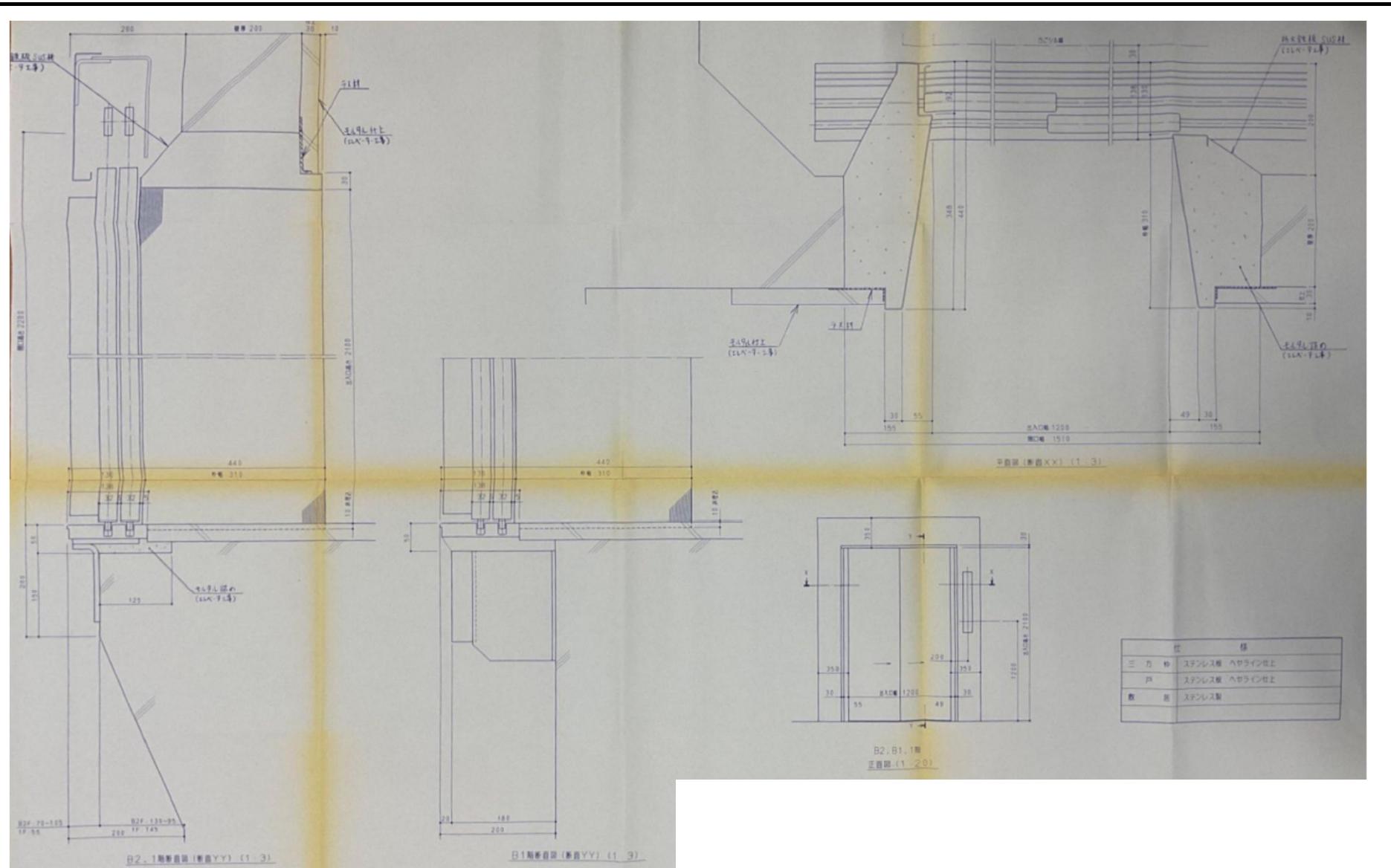
工事名： 令和7年度 松原ダムエレベータ乗場外整備工事

独立行政法人水資源機構

筑後川上流総合管理所

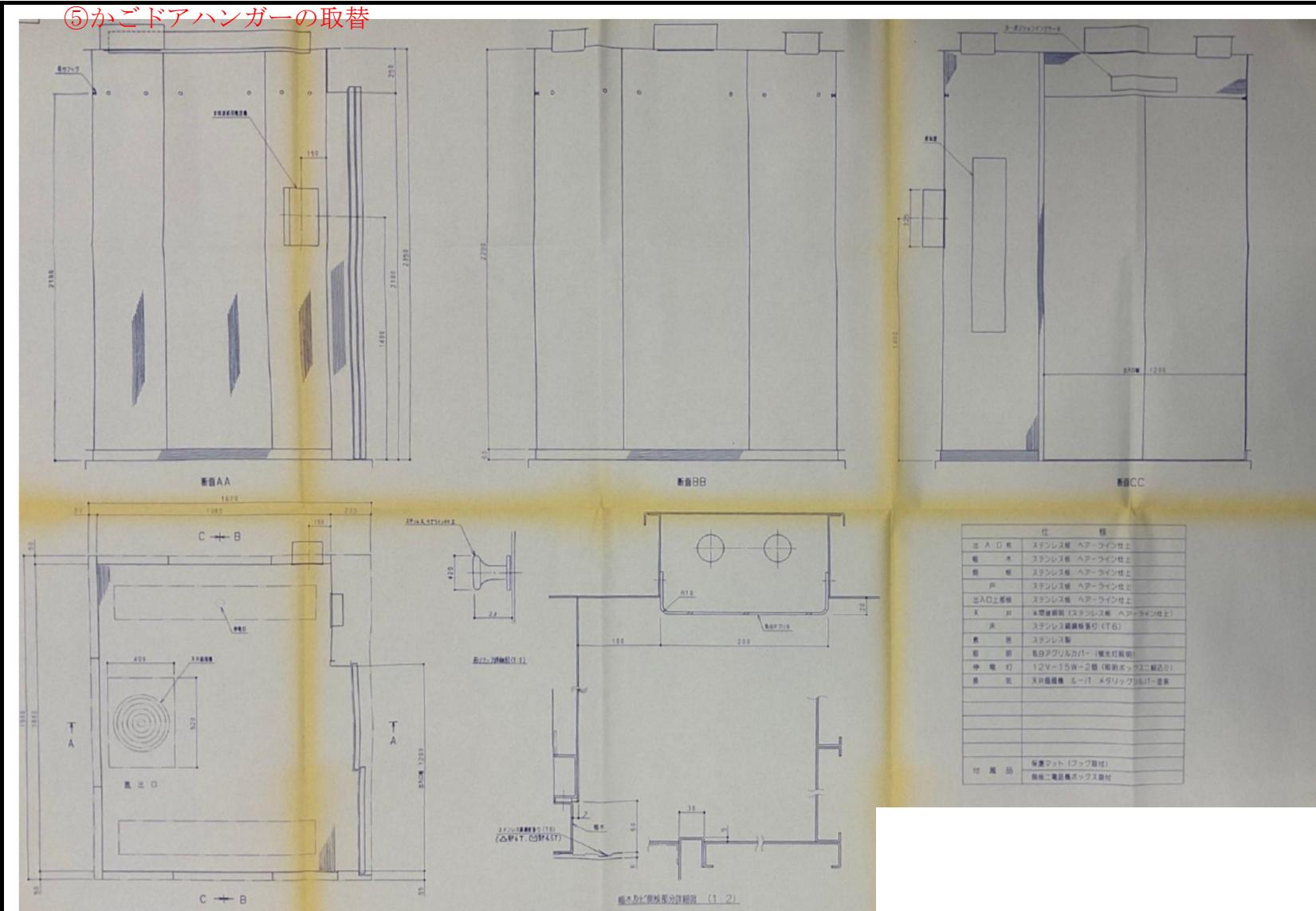


業務名	令和7年度 松原ダムエレベータ乗場外整備工事
名 称	エレベータ据付図
独立行政法人水資源機構 筑後川上流総合管理所	



業務名	令和7年度 松原ダムエレベータ乗場外整備工事
名称	出入口乗場意匠図
独立行政法人水資源機構 筑後川上流総合管理所	

⑤かごドアハンガーの取替



業務名	令和7年度 松原ダムエレベータ乗場外整備工事
名 称	かご意匠図
独立行政法人水資源機構 筑後川上流総合管理所	

(案)

請　　書

1 工事名 令和7年度 松原ダムエレベータ乗場外整備工事

2 場所 大分県日田市大山町西大山地内

3 工期 自 令和 年 月 日

至 令和 8 年 3 月 10 日

4 請負代金額 ￥. -

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥. -)

上記の工事をお請けするについては、別添の条項によって信義に従って誠実にこれを施工します。

令和 年 月 日

受注者

独立行政法人水資源機構分任契約職
筑後川上流総合管理所長 前田 剛宏 殿

契 約 条 項

第1条 受注者は、別冊の仕様書及び図面並びに表記の事項に基づき、この契約を施工しなければならない。

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、独立行政法人水資源機構（以下「発注者」という。）の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

2 受注者がこの契約の施工に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

3 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の施工以外に使用してはならず、またその使途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

第3条 受注者は、施工内容の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

第4条 この契約の施工内容が第1条の図面又は仕様書に適合しない場合において、発注者がその改造を請求したときは、受注者は、これに従わなければならない。

第5条 受注者は、この契約の施工が完了したときは、その旨を書面をもって発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して14日以内に受注者の立会いのうえ、完成を確認するための検査を完了するものとする。

3 発注者は、前項の検査によって完成を確認した後、受注者が書面をもって引渡しを申し出たときは、直ちに当該目的物の引渡しを受けるものとする。

4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、請負代金の支払いの完了と同時に当該目的物の引渡しを求めることができる。この場合においては、受注者は、直ちにその引渡しをしなければならない。

5 受注者が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を施工の完了とみなして、前4項の規定を適用する。

第6条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、書面をもって請負代金の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して40日以内に請負代金を支払うものとする。

第7条 受注者の責めに帰すべき事由により、表記の期間内に完成しないときは、発注者は、請負代金額につき、遅延日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号。以下「債権管理法施行令」という。）第29条第1項の規定により定められた率を乗じて計算した額を損害金として受注者から徴収する。

2 発注者の責めに帰すべき事由により、第6条第2項の規定による請負代金の支払いが遅れたときは、受注者は、請負代金額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額を遅延利息として発注者に請求することができる。

第8条 受注者の責めに帰すべき事由により、この契約を解除したときは、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第9条 発注者の責めに帰すべき事由により、この契約を解除したときは、受注者は、既済部分に対する対価を申し受けることとし、別途損害があるときは発注者と受注者とが協議のうえ、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

第10条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の10分の1に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したもの）をい

い、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の規定する違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、債権管理法施行令第29条第1項の規定により定められた率を乗じて計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

第11条 受注者が、業務を実施するに当たり、受注者は、発注者から預託された個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）について、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。

2 受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

一 発注者から預託された個人情報を第三者に提供し、又はその内容を知らせること。（業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合を含む。また、第三者が受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）

二 発注者から預託された個人情報について、この契約の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。

3 受注者は、発注者から預託された個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 受注者は、発注者から、預託された個人情報の取扱いの状況について報告を求められ

た場合は、直ちに報告しなければならない。また、受注者は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

- 5 発注者は、本契約に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。また、発注者は、その目的を達するため、受注者に対して必要な情報を求め、又は本契約の処理に関して必要な指示をすることができる。
- 6 受注者は、発注者から預託された個人情報を、業務終了後、廃止後又は解除後直ちに発注者に返還又は廃棄するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示によるものとする。
- 7 受注者は、発注者から預託された個人情報について漏えい、滅失、き損、その他本条に係る違反等が発生したときは、発注者に速やかに報告し、その指示に従わなければならぬ。
- 8 発注者は、受注者が第1項から前項までのいずれかに違反していると認められるときは、契約を解除することができる。
- 9 受注者は、前項の規定により、発注者が契約を解除した場合において、発注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(専属的合意管轄)

第12条 発注者及び受注者は、この契約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、訴訟物の価額に従い〔甘木〕簡易裁判所又は〔福岡〕地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第13条 この契約に定めない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者が協議して定める。